

「家電リサイクル法」の対象となるエアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機

- 家電リサイクル法の完全施行に伴い、エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機は、リサイクル費用を消費者が負担し、メーカーが資源化を行うことになりました。販売店へ引き渡すか、村から許可を受けている下記の収集運搬業者に収集を依頼してください。料金は依頼先に確認してください。

許可業者

■(株)上市清掃公社 TEL473-1919

家庭用パソコンのリサイクルについて

- 従来は燃やせないごみでの収集をおこなっていましたが、リサイクルが義務付けられましたので、リサイクル費用を消費者が負担し、メーカーが資源化を行うことになりました。下記の方法により各自で処理を依頼してください。

- ①製造メーカーに回収申し込みをして、回収再資源化(リサイクル)料金を確認します。
- ②銀行振り込み等で回収再資源化料金を支払います。
- ③専用のゆうパック伝票が送付されてくるので、排出物を梱包し、伝票を貼ります。
- ④郵便局の小包窓口へお出しください。

- 回収対象となるもの…■デスクトップパソコン ■ノートパソコン ■パソコン用ディスプレイ
■パソコンに同梱されたマウス・キーボード

※プリンターやスキャナー等は回収対象になりませんので、従来通り「燃やせないごみ」で出してください。

家庭で不用となったもので再利用できるもの

- 富山地区広域圏リサイクルプラザ(リサイクルセンター内)が無料で引き取ります。
- 必ず、お問合せのうえ、お持ちください。
- お問合せ先:富山地区広域圏リサイクルセンター〈富山市辰尾170-1 TEL429-3121〉

その他ごみに関するご相談は TEL464-1121

舟橋村役場生活環境課